

100 Bq/kg超の米の発生が限定的な地域の生産管理等の取組と手順

1 必要な取組

(1) 対象農家が24年産稲の作付を行う場合

① 作付前の吸収抑制対策等の実施

市町村が、作付までに、100 Bq/kg超の数値が検出された農家（対象農家）が稲を作付する全ての水田について、

ア) 可能な範囲で反転耕や深耕等を行うほか、

イ) 水田の土壌条件等に応じたカリ肥料や土壌改良資材の投入等により、農地の除染や放射性物質の吸収抑制対策を講じていることを確認。

② 生産管理の徹底

市町村が、必要な体制を整え、以下の取組を実施。

ア) 生育初期までに、地域農業再生協議会を通じて、対象農家が稲を作付する水田を明確化するとともに、1筆ごとに台帳等で管理。

イ) 収穫時期までに、当該台帳等に基づき、誰が、どの水田で、いつ収穫及び乾燥調製を行い、収穫物はどこに保管するのか等を把握し、台帳等で管理。

ウ) 保管後は、調査が終わるまでの間、対象農家の収穫物は、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理。

③ 米の放射性物質調査

収穫後、県の管理の下、市町村とJA等関係機関が一体となって、対象農家が生産した全ての米について、全袋調査を実施。

④ 新基準値を超過した米の処分

放射性物質調査の結果、新基準値を超過した米があった場合には、各市町村が焼却等により確実に処分されたことを確認。

(2) 対象農家が24年産稲の作付を行わない場合

市町村が、地域農業再生協議会を通じて、対象農家の水田に稲の作付がないことを確認。

2 手順

(1) 関係市町村は、この方針の公表後速やかに上記1に定める取組からなる対象農家の生産管理計画を作成。県は各地域における計画を確認し、これを取りまとめて農林水産省に提出。

(2) 農林水産省は、これが対象農家を適切に管理し得る計画であると認めた場合、方針Iの2の②の取扱いによらず作付できる区域として公表。